備の整備に要する経費があること。

七十七　チャレンジ・ふるさとワークに要する経費があること。

七十八　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

七十九　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

八十　へき地患者輸送航空機の運航等に要する経費があること。

八十一　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は15,000,000円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に5,000円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額

B　お試しサテライトオフィスモデル事業により策定した誘致戦略に基づく取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は20,000,000円のいずれか少ない額

次の各号によつて算定した額のうち、こずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.6

算式の符号

A　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。以下この号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

［新設］

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。）における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］

国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

［新設］

平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計